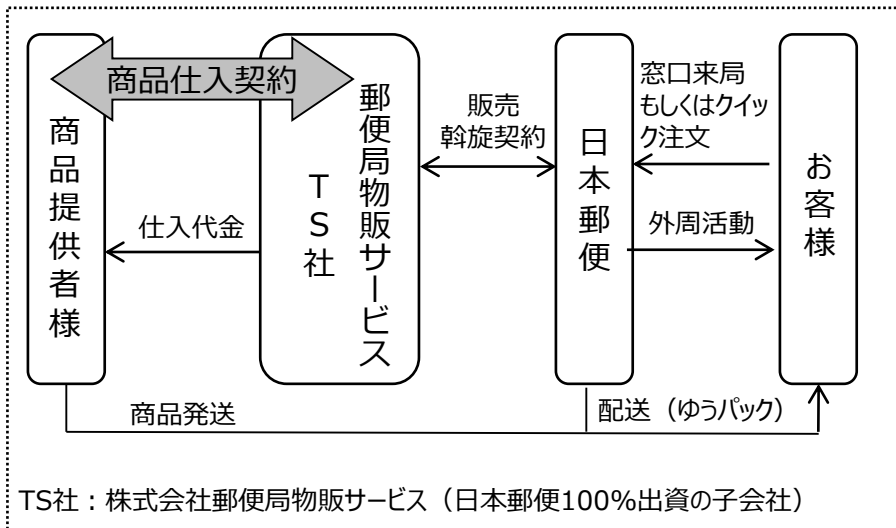


▼ふるさと小包チラシとは・・・

郵便局のネットワークを活用し、日本全国各地域の産品をお届けし、商品提供者様とお客様を結ぶカタログ販売です。商品提供者様におかれましては、参加いただくことにより、郵便局ネットワークを活用して商品をご紹介いただくことができます。

▼販売スキーム及び契約・・・



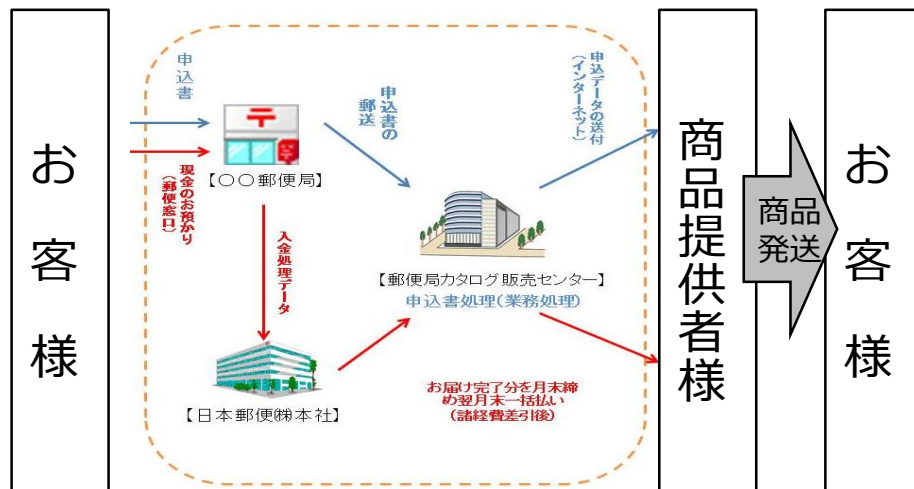
株式会社郵便局物販サービスにおいて、商品提供者様からチラシ掲載商品価格の一定率の価格で商品の仕入れを行います。

※「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」を、必ずお読みいただき、契約内容に同意していただけることをご確認の上、お申込みください。また、「チラシについてのご確認事項」の内容もご確認の上、お申込みください。

チラシ配布可能エリア

原則、商品提供者様（営業所や支店含む）が所在する地域（最大でその地域が所在する都道府県を管轄する支社エリア）に限られます。※物流タイプはカタログ追加発送センターにストックすることで、郵便局からの請求に基づき他支社エリアの配布が可能です。

▼受注スキーム・・・



- ①お客様が郵便局でお申込みの申込書は、受付郵便局から郵便局物販サービスへ郵送されます。
- ②郵便局物販サービスにて、お客さまからの注文情報をデータ処理し、商品提供者様に「出荷指示書」と「配送ラベルイメージ」をインターネット上で印字できるようにメールでお知らせします。商品提供者様は、メール受信後に「配送ラベルイメージ」を印字し、速やかに商品を発送してください。
- ③商品が「受取人」にお届け済であると確認できた分を「配達完了」とし、配達完了分を毎月月末締めで、仕入代金として、商品提供者様のご指定の金融機関へ振込みます。

※受注方法及び精算方法の具体的な内容につきましては、「ふるさと小包チラシご案内（運用編）」をご確認ください。

▼取引条件・商品提供者様の負担費用等・・・

参入条件	・2年以上の営業実績がある個人または法人	
仕入代金	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載価格の90%を上限 直近の会計年度で純資産5億円未満かつ前年度(株)郵便局物販サービスが販売者の頒布会・中元・歳暮カタログに参加していない企業、または非営利企業 ・掲載価格の82%を上限 直近の会計年度時点で純資産5億円以上または前年度(株)郵便局物販サービスが販売者の頒布会・中元・歳暮カタログに参加している企業 ※グループ企業は1社とみなします。	
費用負担	チラシ制作費	・チラシの印刷にかかる紙代、印刷代等
	チラシ配送費	<ul style="list-style-type: none"> ・物流タイプ（日本郵便の物流センターを通して郵便局へチラシを納品）・・・物流センターへのチラシ配送費、カタログ追加発送センターを利用する場合はそのチラシ配送費 ・地域タイプ（商品提供者様においてチラシを郵便局へ納品）・・・・・・各郵便局へのチラシ配送費
商品提供者様にご対応いただくもの	・チラシ制作 ・物流センター/郵便局へのチラシの配送 ・配送ラベルの発行 ・商品の包装・梱包 ・商品の発送など	
商品代金の精算	・商品到着（配達完了）の月末締め翌月末一括払い	
設備	・インターネット上の当社指定サイトからゆうパックラベル等を印字できる設備を保有していること（委託でも可。FAXでの送信・印字は不可となります。推奨OSは、Windows10以上）	

※チラシに掲載した商品価格及び商品内容等はお申込み期間中に変更できません。
また、他のカタログと同時期に同商品を展開される場合は異なる商品価格を設定できません。

▼販売期間及び商品発送開始日・・・

- 販売期間は、最短1か月～最長1年です。ただし、年度をまたぐ期間は設定できません（一部季節商品・生鮮品等を除く）。※第一次産品については商品の出荷見込みが立つ以前からの予約販売はできません。
- 販売開始日より商品の発送ができない場合は、生鮮品・季節商品に限り「発送開始日」の設定が可能です。発送開始日は原則、販売開始日から45日以内で設定してください。

▼商品の安全と品質の維持・向上・・・

- 郵便局物販サービスの「品質基準」を遵守していただき、チラシの写真及び掲載内容、商品の安全及び品質の維持・向上に最大限の努力をお願いします。また、万が一の場合に備えて、PL保険への加入をおすすめします。

▼取扱可能商品・・・

- 商品提供者と生産者が異なる場合も含め、日本国内で生産または加工された商品（非食品を含む）
なお、「ふるさと小包」ロゴは、地域の産品（加工地）から直送する商品に限り使用可能とします。
※地域の産品とは、その地域で生産されている第一次産品、または伝統的にその地域で加工されている第二次産品であり、一般的にその地域
独特の産品として評価が高く、広く受け入れられ消費されている産品とします。
- 自治体及び地域振興機関やこれに準ずる機関等との企画に関わらず、相互に関連しない商品複数の掲載及び相互に関連しない商品の詰合せ
（異種混合品のセット商品）の掲載可能です。また、他エリアとの共同企画が可能です。
- ゆうパック（チルドゆうパック）またはゆうパケットで発送できる商品であること（レターパックは不可）。また、送料は全国一律としてください。
- ×下記に該当するものはお取扱いできません。
 - ・価格を明示できない商品（例えば「時価」と表示せざるを得ないもの）
 - ・輸入食品等外国の産物、外国における日本現地法人による生産
なお、国内でのリパック商品は、個別調整となります。
 - ・健康食品またはそれに近い商品（例：医薬品的な効果効能をうたったもの等）
 - ・お客様が1件のお申込みで、チラシの中の商品を複数選んで組合せ注文するもの
 - ・頒布会方式のもの、会員募集を内容とするもの、サービスを提供するもの
 - ・消費期限3日以内の商品は、原則お取扱いできません。ただし、地域タイプチラシで消費期限が3日の場合に限り、配達エリアを限定する等の
条件を付し、翌日配達可能な商品については取扱可能です。

▼酒類の取扱い・・・※郵便局窓口を設置するのみであり、社員による販売勧奨は行えませんので、あらかじめご了承のうえ、ご参加ください。

- 日本郵便株式会社は酒類販売媒介免許を取得しており、お客様（購入者）と郵便局物販サービスとの取次ぎ業務を行っており、実際の販売者
は株式会社郵便局物販サービスです。
- 郵便局物販サービスは通信販売酒類小売業免許を取得しており、商品提供者様から仕入れた酒類を日本郵便株式会社の媒介により通信販売
を行います。

▼ふるさと小包チラシ申請フロー... ○商品提供者様においてチラシを郵便局へ配布する場合

※チラシ展開予定日の1か月前までに『**郵便局物販サービス 各地方事業本部**』あて必着にて必要書類をご提出ください。

①申請書類の提出 → 【窓口となる郵便局あて】

- 取扱申込書兼商品企画書（地域タイプ）（別添③）
- チラシ原稿
- 商品品質関係必要書類（別紙1-1「提出書類一覧（食品編）」等を参照ください。）
- 商品代金の精算用銀行口座の通帳コピー
- インボイス（適格請求書）発行事業者の登録通知書コピー（対象：課税事業者）
- 直近の会計年度の財務諸表

「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」及び「チラシについてのご確認事項」の内容をご確認のうえ、お申込みください。

②各種審査、契約締結

- ・ 申請書類等に不備があった場合は、追加の提出及び修正等を依頼しますので、ご対応をお願いします。
- ・ 新規の商品提供者様は、製造工場を審査させていただき、工場審査の結果を踏まえた上で、取扱いの可否を総合的に判断させていただく場合があります。
- ・ 別添③「取扱申込書兼商品企画書」に捺印の上、「約款及び事前確認」にチェックしお申込みいただいた場合は、「ふるさと小包チラシ商品仕入れ約款」及び「チラシについてのご確認事項」の内容に同意していただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

③チラシ校正やりとり、校了

- ・ 修正依頼を行いますので、依頼どおりに修正してください。
※修正は、何度もやり取りさせていただく場合もございます。最終校をお渡しするまで、印刷は行わないでください。

④チラシ印刷、チラシ配布及び取扱開始

- ・ チラシゲラ最終校に基づいて、必要枚数を印刷してください。
- ・ お客様対応用として、チラシ完成品35部のご提出をお願いします。提出先は各事業本部となりますので、チラシの窓口となっている郵便局へお渡しください。

チラシ原稿の最終校を受領後、「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」に基づき、契約内容を記載した申込確認書を発行のうえ、メール送信いたします。

約
1.5
か
月

※地域タイプで継続販売を希望される場合は、前回の売上（30万円未満）等により見送らせていただく場合があります。

※3,000個以上の販売を目論まれる場合は、供給能力を確認させていただきます。

▼ふるさと小包チラシ申請フロー… ○物流センターを利用してチラシを郵便局へ配布する場合

※チラシ展開予定月の3か月前までに『(株)郵便局物販サービス 各地方事業本部』あて必着にて必要書類をご提出ください。

①申請書類の提出 → 【窓口となる郵便局あて】

- 取扱申込書兼商品企画書（物流タイプ）（別添③）
- チラシ原稿 ※物流タイプチラシでは「のし」及び「配達日指定」対応が必須となります。
- 商品品質関係必要書類（別紙1-1「提出書類一覧（食品編）」等を参照ください。）
- 商品代金の精算用銀行口座の通帳コピー
- インボイス（適格請求書）発行事業者の登録通知書コピー（課税事業者）
- 直近の会計年度の財務諸表

「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」及び「チラシについてのご確認事項」の内容をご確認のうえ、お申込みください。

②各種審査、契約締結

- ・ 申請書類等に不備があった場合は、追加の提出及び修正等を依頼しますので、ご対応をお願いします。
- ・ 新規の商品提供者様は、製造工場を審査させていただき、工場審査の結果を踏まえた上で、取扱いの可否を総合的に判断させていただく場合があります。
- ・ 別添③「取扱申込書兼商品企画書」に捺印の上、「約款及び事前確認」にチェックしお申込みいただいた場合は、「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」及び「チラシについてのご確認事項」の内容に同意していただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

③チラシ校正やりとり、校了

- ・ 修正依頼を行いますので、修正依頼どおりに修正してください。
※修正は、何度もやり取りさせていただく場合もございます。最終校をお渡しするまで、印刷は行わないでください。

④チラシ印刷、チラシ配布及び取扱開始

- ・ お申込み開始前月15日頃（※月により変更あり）までに配布エリアの物流センターへチラシを納入してください。
- ・ カタログ追加発送センターへのチラシ納入を希望する場合は、必要枚数（上限5,000枚）を納入してください。
※物流センター及びカタログ追加発送センターへの納入費用は商品提供者様のご負担となります。
なお、センターから郵便局への配送料は無料です。
- ・ お客様対応用として、以下まで、チラシ完成品50部の送付をお願いします。

〒135-0016 東京都江東区東陽4-1-13東陽セントラルビル
株式会社郵便局物販サービス 制作部 チラシ担当

チラシ原稿の最終校を受領後、「ふるさと小包チラシ商品仕入約款」に基づき、契約内容を記載した申込確認書を発行のうえ、メール送信します。

約
3
か
月

※物流タイプで継続販売を希望される場合は、前回の売上（100万円未満）等により地域タイプへの移行をお願いする場合があります。
※3,000個以上の販売を目標される場合は、供給能力を確認させていただきます。

▼継続商品を取り扱う場合の申請書類の省略・・・

継続して同一商品を取り扱う場合は、申請書類の省略が可能ですので、以下のとおり対応ください。

- 対象
前回と同一商品（チラシデザインをはじめ、商品のパッケージ、表示ラベルの内容（原材料含む）、原料原産地、賞味（消費）期間が同一なもの）で、**郵便局物販サービス審査部において審査承認（印刷承認とは異なります。）**したものを。
※カタログコード、商品番号、販売期間、商品のお届け期間、商品価格、産年の変更は可能。
- 申請書類の省略可能期間
販売開始から原則1年間（前年承認されていれば、原則、翌年同時期の審査は継続扱いとする。）
- 申請書類

申請書類		新規商品及び 審査未承認品	継続商品（審査承認品）
取扱申込書兼商品企画書（別添③）		必要	必要 ※郵便局での受付時に『ふるさと小包』チラシ申請受付時チェックシートの 継続扱いの確認欄に受付局局長の記名と押印をご依頼 ください。
チラシ原稿		今回作成のもの	必要 ※今回のチラシ原稿及び 前回のチラシ も併せて提出ください。
商品代金の精算用銀行口座の通帳コピー		必要	必要
インボイス（適格請求書）発行事業者の登録通知書コピー		必要	不要 ※変更があった場合は提出ください。
直近の会計年度の財務諸表		必要	必要
商品品質関係必要書類 （別紙1-1）	表示ラベル	必要	必要
	パッケージ（リーフレットを含む）	外箱及び全ての個包装	不要 ※パッケージに表示ラベルが印字されている場合は 印字面の提出が必要
	営業許可書	該当する許可書写し	不要
	検査データ	該当する項目のもの	不要
	確約書（産地・製法等）	必要	必要

※継続扱いとして提出不要のため、省略した書類に虚偽の内容（同一でない等）があった場合は、全ての書類を再提出いただきます。

▼お問合せ先・書類送付先（（株）郵便局物販サービス 各地方事業本部連絡先）・・・

約款、申込に必要な書類は、郵便局物販サービスの商品提供者様向けご案内ホームページ <http://ts.jp-ts.jp/> でご確認ください。

ふるさと小包チラシについてご不明点がございましたら、担当の各地方事業本部までお問合せ下さい。

事業本部名	受持都道府県	〒	住所	電話番号	FAX番号	Eメール
北海道 事業本部	北海道	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西5-20 郵政福祉札幌第1ビル5F	011-251-7680	011-251-7681	chirashi_hokkaido@jp-ts.jp
東北 事業本部	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県 福島県	980-8676	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34 日本郵政グループ仙台ビル新館7F	022-215-1323	022-215-1386	chirashi_tohoku@jp-ts.jp
関東 事業本部	埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県	330-8510	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政グループさいたま23F	048-600-0685	048-600-0113	chirashi_kanto@jp-ts.jp
東京 事業本部	東京都	135-0016	東京都江東区東陽 4-1-13 東陽セントラルビル 6階	03-6626-9044	03-6746-1786	chirashi_tokyo@jp-ts.jp
南関東 事業本部	神奈川県、山梨県	210-0015	神奈川県川崎市川崎区南町16-1 朝日生命川崎ビル3F	044-233-5585	044-233-5587	chirashi_minamikanto@jp-ts.jp
信越 事業本部	新潟県、長野県	380-8589	長野県長野市栗田801 日本郵政グループ長野ビル東分館2F	026-228-5055	026-228-5090	chirashi_shinetsu@jp-ts.jp
北陸 事業本部	石川県、富山県、福井県	920-0869	石川県金沢市上堤町1-15金沢上堤町ビル9F	076-224-5540	076-224-1914	chirashi_hokuriku@jp-ts.jp
東海 事業本部	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県	450-0013	愛知県名古屋市中村区亀島1丁目11-14 東特会館2階	052-433-2460	052-433-2622	chirashi_tokai@jp-ts.jp
近畿 事業本部	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県 和歌山県、兵庫県	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル3階	06-6949-6600	06-6949-3331	chirashi_kinki@jp-ts.jp
中国 事業本部	広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県	730-8680	広島県広島市中区東白島町19-8 日本郵政グループ広島ビル2F	082-211-0989	082-211-2059	chirashi_chugoku@jp-ts.jp
四国 事業本部	愛媛県、香川県、徳島県、高知県	790-0066	愛媛県松山市宮田町8-5 日本郵政松山ビル 別館	089-941-9200	089-941-7733	chirashi_shikoku@jp-ts.jp
九州 事業本部	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	862-0954	熊本県熊本市中央区神水2-7-10 神水中島ビル1F	096-384-0832	096-384-0838	chirashi_kyushu@jp-ts.jp
沖縄 事業本部	沖縄県	900-8581	沖縄県那覇市松山1-32-7那覇久米ビル5F	098-868-0262	098-860-4614	chirashi_okinawa@jp-ts.jp